# 関市農業委員会総会議事録

場所:関市役所 大会議室

## ○議事日程

平成25年3月7日(木曜日)午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7)報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

# ○出席委員(35名)

1番	内藤	雅夫	君	2番	大竹	誠	君	3番	東山	武司	君
4番	粟倉	秀夫	君	5番	小川	亮二	君	6番	深川	俊朗	君
7番	加藤	徹	君	8番	大澤	慶一	君	9番	沼田	久男	君
10番	天野	邦男	君	11番	兼村	正美	君	12番	石木	治男	君
13番	篠田	権三	君	14番	村井	雅之	君	15番	山田	公平	君
16番	山本	武	君	17番	足立	孝弘	君	18番	中村	睦明	君
19番	美濃羽	习久	君	21番	土屋	尊史	君	22番	土屋	顯弘	君
23番	丹羽	喜和	君	24番	相宮	千秋	君	25番	永井	博光	君
26番	野村	茂	君	27番	林	修美	君	28番	長屋	芳成	君
29番	日置	香	君	30番	藤川	勝	君	31番	村上	忠一	君
32番	伊佐均	也鐡夫	君	33番	川村	信子	君	34番	長尾	初恵	君
35番	岩田	幸子	君	36番	三輪	正善	君				

### ○欠席委員(1名)

20番 鈴木 和道 君

#### ○委員以外の出席者

農業委員会事	玉田	和久	君	農業委員会事務	务局課長補佐	渡辺	悟	君	
農業委員会事	古田	考幸	君	農業委員会事務	河村	茂範	君		
板取事務所	主任主査	長屋	一也	君	武芸川事務所	主任主査	永井	治美	君
武儀事務所	課長補佐	川島	友教	君	上之保事務所	主事	加藤	恵子	君
洞戸事務所	主任主杳	河村	芍	君					

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

(市民憲章を唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長(深川俊朗君) 長く感じた冬も寒さが緩み春めいてきました。皆さん農作業が一段と忙しくなるかと思います。

先般からのTPP反対の運動についてですが岐阜県農業会議より、農林水産大臣に陳情された との報告がきております。

それでは、本日は経済部長が公務で欠席のため、事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長(玉田和久君) 年度末となりまして私ども、バタバタとしておりますが、 国のほうでは、緊急経済対策として大型補正予算が組まれました。当市におきましても、様々な 事業に取り組んでいきたいと計画をしておりますのでご支援、ご協力よろしくお願いします。昨 年から農業委員、農政推進委員の皆様にご協力をいただきました『人・農地プラン』につきましては、この1月30日より策定いたしました。運用につきましては、農地を借りたい方、貸した い方の意見による一覧表や地図等にまとめておりますので有効に活用していきたいと思ってお ります。今後とも、どうかよろしくお願いします。

○議長(深川俊朗君) ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、20番 鈴木和 道委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

8番 大澤慶一委員、9番 沼田久男委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、5番案件につきましては、16番 山本 武委員の関連議案のため、他の案件の採決の後に議題といたします。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、 説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は肥田瀬地内、島集会所の南東100mほどに位置する農振農用地の田、487㎡です。

譲受人は、高齢により農業経営を行えないという譲渡人の要望を受け、本申請地を譲り受けるものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は神野地内、坊地農業構造改善センターの南に位置する農振農用地の田3 筆、計1,199㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、近辺の自己所有地と合せて耕作地の規模拡充を図りたいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲渡するものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、ゲンキー下有知店の西400mほどに位置する農振農用地の畑、644㎡。上切公民センターの北に位置する田968㎡。赤谷池の南200mほどに位置する農振農用地の田、447㎡の3筆です。

申請者は親子で、譲受人である息子は、農業後継者として老齢となった父親から申請地を譲り受け農業に励むものです。

2月15日に現地確認し、田畑で農地性有りと確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地下有知地内、トーヨーキッチンの東200mほどに位置する農振農用地の田、1,461m<sup>2</sup>です。

申請者は、農業経営の拡大の目的で11月26日の農業委員会総会において、農地法第3条1項目的の買受適格証明願いの承認を受け、岐阜地方裁判所の競売に参加し、本申請地を落札したものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- ○2番(大竹 誠君) 1番について異議ありません。
- ○3番(東山武司君) 2番について異議ありません。
- ○10番(天野邦男君) 3番、4番について異議ありません。
- ○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の5番案件を除く4件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての5番案件について事務局の 説明を求めます。

(16番 山本 武君、関連議案のため退席)

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 5番の案件は、位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は池尻地内、池尻公民館の西200mほどに位置する農振農用地の田、515m。

譲受人は、申請地を譲り受け農業経営規模の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続財産を 清算するために譲渡するもの。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- ○14番(村井雅之君) 5番について異議ありません。
- ○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の5番案件について、原案の とおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号の5番案件を原案のとおり許可することといたします。

(16番 山本 武君、入席)

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は6ページになります。

申請地は西福野町2丁目地内、石原耳鼻咽喉科の北西50mほどに位置する畑、261㎡です。 申請人は、申請地を貸駐車場として整備し生活の安定を図りたい。

2月15日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途区域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は7ページになります。

申請地は小瀬地内、小瀬南公民センターの東300mほどに位置する畑、271㎡です。

申請人は、申請地の隣接地に居住しており、申請地を自己の駐車場として整備する目的で平成2 2年に農地法第5条1項の許可で取得したが、その後家族が増え住居が手狭になったため、申請地 を一体利用し新たに住宅を建築したい。2月15日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途区域内のため、第3種農地と判断されます。

事業計画変更の3番案件と同時許可案件です。

以上2件について、御審議をお願いします。

- ○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- ○16番(山本 武君) 1番、2番について異議ありません。
- ○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜 県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意 見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は平賀町8丁目地内、市立富岡保育園の北東150mほどに位置する田、231㎡のうち40.02㎡です。地積測量図の添付があります。

譲受人は、自己の住宅敷地とするため申請地の隣接地(雑種地)を購入したいが、少し狭いので申請地を合わせて譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢により耕作面積を縮小したいため、譲

受人の申し出に応じるものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は9ページになります。

使用貸借件の設定で、申請地は明生町3丁目地内、桜ケ丘小学校の北300mほどに位置する畑、308㎡です。

使用借人は、現在家族と同居しているが、結婚を機に申請地を借り受け住宅を建築したいという もの。使用貸人は、高齢になり耕作が困難なため、申し出に応じるものです。

2月15日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

使用貸借の期間は30年間としています。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は10ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は平和通8丁目地内、アピセ関の北西100mほどに位置する田、2,

449㎡のうち1,343.82㎡。地積測量図の添付があります。関市開発要綱の協議中です。

賃借人は、申請地を借り受けコンビニエンスストアを建築したいというもの。賃貸人は、申し出 に応じ貸し付けるものです。

賃貸借の期間は20年間としています。2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。 なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は11ページになります。

使用貸借件の設定で、申請地は巾2丁目地内、㈱浅野鉄工所関工場の東180mほどに位置する畑3筆、計1,218㎡です。

使用借人は、現在の住居が手狭になっているため、申請地を住宅及び進入路、駐車場用地として借り受けたいというもの。使用貸人は、高齢により農地を管理することが困難であるため、申し出に応じるものです。

2月15日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。使用貸借の期間は30年間としています。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、関警察署の東150mほどに位置する田、369㎡です。 譲受人は、飲食業を経営しているが、駐車場が狭いため申請地を譲り受け駐車場としたいという もの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は西境松町地内、問屋スーパー(㈱マルユウの西150mほどに位置する畑、202㎡です。

譲受人は、現在美濃市に居住しているが、手狭になっており申請地を譲り受け自己の住宅敷地と したいというもの。譲渡人は、高齢により農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じるもの です。

2月15日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

事業計画変更の2番案件と同時許可案件です。

続いて、7番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は側島地内、保戸島公民センターの南100mほどに位置する田、1,800m。関市開発要綱の協議中です。

譲受人は、鉄工・部品製造業を営んでいるが、従業員の増加により駐車場が不足しているため、 申請地を譲り受け駐車場敷地としたいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は15ページになります。

所有権移転で、申請地は側島地内、保戸島公民センターの南東50mほどに位置する畑2筆、計660mです。

譲受人は、塩化ビニル管類の製造業を営んでいるが、従業員の増加に伴う駐車場の不足と、大型輸送車の回転場を確保するため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業労働力の不足により農地の維持管理が困難なため申し出に応じ譲り渡すものです。

2月15日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は16ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、三洋堂書店の南西100mほどに位置する田、2,418㎡のうち1,473.84㎡。地積測量図の添付があります。

譲受人は、現在岐南町に居住しているが、美濃市在住の母親と同居するための住宅敷地としたい というもの。譲渡人は、将来の農業後継者が不在のため申し出に応じ譲り渡すものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は17ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は池尻地内、池尻区公民館の北60mほどに位置する借人所有の宅地を介して市道に接する田、406m°です。

使用借人は、アパートに住み、家族が増え手狭となったこと、また、高齢の両親の近くに住み面倒をみたいと考え、申請地に離れを建設したい。使用貸人は、娘家族の申し出に応じ貸し付けるものです。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

使用貸借の期間は、35年間としています。

なお、農地の区分は住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、11番の案件は、位置図は18ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は上之保地内、横腰集会所の南西100mほどに位置する県道沿いの

田畑5筆、計563.38㎡です。

賃借人は、建築土木工事業を営んでおり、公共工事ための仮設道路及び資材置場として借り受けたいというもの。賃貸人は、申し出に応じ貸し付けるものです。

賃貸借の期間は、平成25年10月31日までとしています。

2月15日に現地確認し、工事中で雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断されます。

続いて、12番の案件は、位置図は19ページになります。

所有権移転で、申請地は富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、3筆、計 1,952m<sup>2</sup>です。

譲受人は、田舎暮らしをしたいと移住を希望しており、申請地を譲り受け植林を行い、隣接の住宅をあわせて譲り受け居住したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出を受け譲り渡すもの。

2月15日に現地確認し、畑で一部山林の状況でした。

なお、農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断されます。5 条13番、14番案件及び事業計画変更申請の5番、6番、7番の案件と同時許可案件です。

続いて、13番の案件は、位置図は20ページになります。

所有権移転で、申請地は富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、522m<sup>2</sup>です。

譲受人は、田舎暮らしをしたいと移住を希望していたが、隣接の住宅とあわせて申請地を譲り受け、植林及び倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出を受け譲り渡すものです。

2月15日に現地確認し、畑で一部宅地の状況でありました。

なお、農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断されます。

5条12番、14番案件及び事業計画変更申請の5番、6番、7番の案件と同時許可案件です。 続いて、14番の案件は、位置図は21ページになります。

所有権移転で、申請地は富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、599㎡です。

譲受人は、田舎暮らしをしたいと移住を希望していたが、隣接の住宅とあわせて申請地を譲り受け、駐車場、住宅敷地等への進入路及び地域住民の要望による防火水槽を設置したいというもの。 譲渡人は、譲受人の申し出を受け譲り渡すものです。

2月15日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断されます。5 条12番13番、事業計画変更申請の5番、6番、7番の案件と同時許可案件です。

続いて、15番の案件は、位置図は22ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は武芸川町小知野地内、小知野公民館の南150mほどに位置する農振農用地の田5筆、計7099㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでいるが、申請地の地下に埋蔵する砂利の採取を行いたい。賃貸人は、申し出に応じるものです。

賃貸借の期間は、平成26年3月31日までとしています。

2月15日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借件設定に関するもの3件の、計15件につきまして、御審議をお願いいたします。

- ○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- ○1番(内藤雅夫君) 1番について異議ありません。
- ○7番(加藤 徹君) 2番、3番、4番について異議ありません。
- ○8番(大澤慶一君) 5番について異議ありません。
- ○11番(兼村正美君) 6番について異議ありません。
- ○13番(篠田権三君) 7番、8番について異議ありません。
- ○16番(山本 武君) 9番、10番について異議ありません。
- ○21番(土屋尊史君) 11番について異議ありません。
- ○22番(土屋顯弘君) 12番、13番、14番について異議ありません。
- ○24番(相宮千秋君) 15番について異議ありません。
- ○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の15件について、原案のと おり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### (全員举手)

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借件設定に関するもの3件の、計15件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明 させていただきます。

1番の案件は、位置図は23ページになります。

申請地は神野地内、本郷集会場の北東100mほどに位置する、畑と田の2筆、計829㎡です。

当初事業計画者は、平成20年8月25日に転用許可により、自己の営む家具製造販売業の作業場・倉庫、自宅の庭敷地としての利用を計画しましたが、景気の落ち込みにより頓挫していました。計画変更申請者は、本申請地に隣接する宅地、既存住宅も含めて譲り受け、自宅の庭及び駐車場敷地として一体的に利用したいというものです。

2月15日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

続いて、2番の案件は、位置図は24ページになります。

申請地は西境松町地内、問屋スーパー㈱マルユウの西150mほどに位置する畑、202㎡です。

当初事業計画者は、昭和56年2月27日に転用許可により、住宅敷地として利用する計画で土地を購入したが、都合で可児市へ転出したため、不要となった。

計画変更申請者は、美濃市に居住しているが、住宅が手狭になったため、申請地を譲り受け住宅用敷地としたいというものです。

2月15日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は25ページになります。

申請地は小瀬地内、小瀬南公民センターの東300mほどに位置する畑271㎡です。

当初事業計画者は、平成22年5月28日に転用許可により、住宅に隣接する申請地を駐車場用

地として購入したが、その後家族が増え、住まいが手狭になってきたため、計画を変更し、申請地 を含めて住宅を建築したいというものです。

2月15日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

4条2番の案件と同時許可案件です。

続いて、4番の案件は、位置図は26ページになります。

申請地は小屋名地内、小屋名公民センターの北東200mほどに位置する畑564㎡です。

当初事業計画者は、平成23年2月28日に転用許可により、2区画の建売住宅敷地として分譲する計画でした。

計画変更申請者は、建築工事業を営んでおり、個人住宅及び事務所・駐車場として申請地全体を 利用したい。

2月15日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

続いて、5番の案件は、位置図は27ページになります。

申請地は富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑3筆、1952㎡です。

当初事業計画者は、平成24年7月27日に転用許可により、申請地の隣接地に移り住み、杉を 植林する計画でしたが、3か月後に急逝されました。

計画変更申請者は、当初事業計画者が買い受けた、申請地及び隣接の住宅等をそのまま買い受けるもので、申請地には杉を植林する計画です。

2月15日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

5条12番13番14番案件及び事業計画変更申請の6番、7番の案件と同時許可案件です。

続いて、6番の案件は、位置図は28ページになります。

申請地は富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、522㎡です。

当初事業計画者は、平成24年7月27日に転用許可により、申請地の隣接地に移り住み、杉を 植林し倉庫を建築する計画でしたが、3か月後に急逝されました。

計画変更申請者は、当初事業計画者が買い受けた、申請地及び隣接の住宅等をそのまま買い受けるもので、申請地には杉を植林し山仕事用の倉庫1棟を建築する計画です。

2月15日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

5条12番13番14番案件及び事業計画変更申請の5番、7番の案件と同時許可案件です。 続いて、7番の案件は、位置図は29ページになります。

申請地は富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、599㎡です。

当初事業計画者は、平成24年7月27日に転用許可により、申請地の隣接地に移り住み、申請地には、個人住宅の駐車場及び進入路、防火水槽用地に使用する計画でしたが、3か月後に急逝されました。

計画変更申請者は、当初事業計画者が買い受けた、申請地及び隣接の住宅等をそのまま買い受けるもので、申請地には当初事業計画者と同様、個人住宅の駐車場及び進入路、防火水槽用地に使用する計画です。

2月15日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。5条12番13番14番案件及び 事業計画変更申請の5番、6番の案件と同時許可案件です。

以上、7件につきまして、御審議をお願いします。

- ○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- ○3番(東山武司君) 1番について異議ありません。

- ○11番(兼村正美君) 2番について異議ありません。
- ○16番(山本 武君) 3番について異議ありません。
- ○17番(足立孝弘君) 4番について異議ありません。
- ○22番(土屋顯弘君) 5番、6番、7番について異議ありません。
- ○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜 県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の7件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を 求めます。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認 を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの115筆、使用貸借権の設定に関するもの16筆、計131筆の、計75件について、承認を求められています。更新が93筆で、新規が38筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が131筆で、計1662.48㎡です。

地区は、上白金、小屋名、小瀬、下有知、広見、上之保、富之保、武芸川町谷口、跡部、平、高野、宇多院の12地区です。設定を受ける者は、亀山美和ほか、計5者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、審議をお願いいたします。

- ○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- ○7番(加藤 徹君) 今回も、農用地利用集積計画の承認について多数の申請がされておりますが、未だ貸借の手続きをされずに利用している農地について事務局で把握していますか。
- ○事務局主査(古田考幸君) 申請のある件数のみです。申請のない貸借についてはわかりかねます。ただし、事務局にて『人・農地プラン』等で貸借の案内をする場合などは必ず貸借の申請を勧めます
- ○21番(土屋尊史君) 貸借の申請のされていない農地も、借主の戸別所得制度の対象農地として認めていることに問題があるのではないでしょうか。
- ○議長(深川俊朗君) 事務局や農業委員で周知徹底が必要と思います。ほかに質疑のある方は ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認 することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事

務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。

1番の案件は、農振農用地内の田は、2筆、2,298㎡です

合意解約日は、平成25年1月21日で、土地引渡日 平成25年3月31日です。

続いて、2番の案件は、農振農用地内の田 1筆、1,461㎡です。

合意解約日 平成24年11月3日で、土地引渡日は、平成24年11月3日です。

続いて、3番の案件は、農振農用地内の田 1筆、1,824㎡です。

合意解約日 平成25年1月31日で、土地引渡日は、平成25年3月31日です 以上、合意解約3件につきまして報告いたします。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくお願いいたします。 以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

- ○事務局課長補佐(渡辺 悟君) 本日は、関市長より、関市景観計画策定審議会条例の制定について、関市景観計画策定審議会委員に農業委員会から1名を推薦することを求められております。 それでは、選出につきまして、よろしくお願いいたします。
- ○議長(深川俊朗君) 選出方法につきまして、会長の指名といたしたいと思いますが、これに 御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選出方法につきましては、そのように決定いたします。

それでは、私から16番 山本武委員を指名いたします。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) ありがとうございました。次回の総会は4月5日午後3時30 分から武芸川町生涯学習センターで開催の予定です。

また、3月の主な行事予定は、3月15日が転用申請等受付締切日で、3月18日、19日が転用申請等現地確認日で3月28日が農業会議答申日です。よろしくお願いします。

○議長(深川俊朗君) これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。 午前 1 1 時 0 5 分 閉会